

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
勝部 健	勝部健後援会	8. 3. 26
山本 深	山本深後援会	8. 5. 16

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡野 数正	おかの数正と元気な江田島をつくる後援会	7. 10. 31
宮下 成美	宮下なるみに思いを託す会	7. 12. 26
梅尾 泰文	梅尾泰文後援会	7. 12. 31
小島 敏文	広島東部政経同友会	7. 12. 31
福田 治子	宮口はるこ後援会	7. 12. 31
久保田 幸次	伊藤まゆみ後援会	8. 2. 5
西村 正	西村正後援会	8. 2. 28